

全紹協広報

マネキン

2024・夏号 No.116



公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

目次

ご挨拶	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 会長 小金井 敬	1
就任のご挨拶	厚生労働省 職業安定局 雇用政策課 民間人材サービス推進室 室長 吉村 賢敏	2
就任のご挨拶	厚生労働省 職業安定局 雇用政策課 民間人材サービス推進室 室長補佐 沖川 真理子	3
就任のご挨拶	厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課長補佐 若山 丈	4
就任のご挨拶	厚生労働省 職業安定局 雇用政策課 民間人材サービス推進室 民間人材サービス育成係長 久保 恵子	5
[厚労省ニュース] 求職者への労働条件明示のルールなどが変わります		6
[厚労省ニュース] モデル労働条件通知書		8
[厚労省ニュース] 関係法令等 (改正後)		9
[厚労省ニュース] 制度改正等について知りたい・困ったときの相談先		10
令和6年度 全紹協定時社員総会		11
カスタマーハラスメント対応セミナーを受講して		
	パーソナル札幌 株式会社 今尾 和正 株式会社 西日本キャロット 吉田 果枝 有限会社 福岡マネキン紹介所 前谷 雅司 日星 株式会社 近藤 法明	12
令和6年度公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 定時社員総会・理事会・表彰式・懇親会		13
令和6年度 表彰受賞者		14
令和6年度 従事者研修会・販売技術促進講座のご案内		15
令和6年度 意見交換会のご案内		16
京都 グルメ情報・観光案内	全紹協 関西連絡会会長 牧野 伸男	17
インボイス制度に関するお知らせ		19
事務局だより		21

ご挨拶

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会
会長 小金井 敬



2024年8月となり、一年の3分の2が過ぎてしまうことを思うと気持ちが焦る日々です。

毎年更新されている暑さも、今夏は更に全国的に加速してきているようです。外回りをする営業社員の服装規定も見直していく必要を感じています。少し前はコロナによる生活様式の変化があり、次は熱中症対策のために変化させる事が必要になってきますね。マネキンさんの多くが勤務をしているアパレル業界では、季節ごとに売れる商品の傾向も変化するのではないのでしょうか。時代・状況にあった商品開発や動き方や動く方向を見極める事が大切だと思います。

我々紹介業も同じで、新しい営業の仕方、新しい商業施設のターゲティング・新規開拓、新しいスタッフとの関わり合い方、そのためのコミュニケーションツール…。プラスに転じる方法を一緒に考えていかなければなりません。そのためには、会員同士の連携・情報共有を引き続きお願いしていきたく思います。

毎年開催している意見交換会は、今年は京都で開催いたします。毎回、会員がそれぞれの意見を活発に発表します。新しい試みをしてうまくいったと報告をする会員、こんなアクシデントがあったと注意喚起する会員、マネキンさんの紹介先の成功事例や失敗事例などを話す会員、和やかな中にも活発に意見を出し合える意見交換会に、一社でも多くの会員様に出席していただきたいと思います。そして更に会員間の連携を強めていきましょう。

コロナ禍があった事を忘れるほど賑やかに戻った日々です。遠慮することなく多くの会員が集まり実際に顔を合わせて過ごすだけでも意義のあることだと思います。Zoom等のリモートでは出てこない話題がたくさんありますので、改めて意見交換会への出席をお願いいたします。

9年目を迎える求人サイトは、もう慣れましたでしょうか？ルールやIndeedの方針が変わるため、何年たっても慣れることは無いかもしれません。日々新鮮な気持ちで向き合い、わからない事は事務局を通じて質問し解決して求人サイトを活用していきましょう。新しい求職者の獲得が出来るかどうか売上を上げるための最大の分かれ目かもしれません。

協会としては販売技術促進講座や従事者研修会も積極的に行い、マネキンさんのお仕事に就く能力向上、従事者の紹介業務の技術向上を更に目指していきたくと思います。はじめはトラブルもあったりリモート研修もスムーズになり、どちらの研修も受講者からとても良い評価をいただいています。素晴らしい講師の方のお力で、研修が充実し良い方向に向かい嬉しく思っております。

2024年後半も意見交換会や各地での研修を計画しております。引き続き、会員の皆様には格別のお力添えを賜りたく、切にご協力をお願い申し上げます。

就任のご挨拶

厚生労働省 職業安定局
雇用政策課 民間人材サービス推進室
室長 吉村 賢敏



このたび、令和6年4月1日付けで民間人材サービス推進室長を拝命しました吉村賢敏です。職業安定局での勤務は12年ぶりであり、これまで、需給調整事業関係業務の経験はありませんが、民間人材サービス業界の発展に、微力ながら貢献したいと思っております。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より、職業紹介事業の運営に多大なるご協力とご支援を賜っておりますこと、また、職業安定法をはじめとする労働関係諸法令の遵守にご協力いただいておりますことにつきまして、厚くお礼申し上げます。

また、マネキン紹介業界におかれましては、ネット・SNSなどのコミュニケーションツールの活用や、ネット販売の拡大に伴うスキルの向上などにも取り組まれており、意欲的に工夫をする姿勢を心強く感じております。

直近（令和6年5月）の雇用情勢につきましては、有効求人倍率は1.24倍、完全失業率は2.6%であり、「現在の雇用情勢は、求人が底堅く推移しており、緩やかに持ち直している。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」と基調判断しているところです。

さて、去る令和6年6月12日に盛大に開催されました「三団体合同懇親会」に、私もお招きいただきました。会員の皆様と歓談する中で、現場の実態として「物価上昇に伴う価格転嫁」や「人手不足」をはじめとする諸問題について、多くの方からお聞きしたところです。令和6年6月21日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」におきましても、「三位一体の労働市場改革の早期実現」として、改めて、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげることの重要性が指摘されております。この「人手不足」対策は政府の重要な政策課題の一つであり、官民連携した労働市場の機能強化、すなわちオールジャパンとしての需給調整機能の発揮には、協会及び会員の皆様のお力が必要です。日本経済の発展のためにも、是非とも、ご協力くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

他方で、会員の皆様におかれましては、人材育成に知見ある企業として、従業員の主体性の育成など、内部労働市場の活性化にも取り組んでいただくことを期待しております。キャリア自律・キャリアオーナーシップ、ワークエンゲージメントといった言葉が現れて久しいですが、従業員の主体的なキャリア形成や、仕事へのやりがい・誇りを持てるよう促すことは、自ずと労働生産性を向上させ、ひいては皆様の企業業績の向上にもつながるものと信じております。是非とも、ご尽力くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、小金井会長をはじめ、協会及び会員の皆様方のますますのご発展とご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

就任のご挨拶



厚生労働省 職業安定局
雇用政策課 民間人材サービス推進室
室長補佐 **沖川 真理子**

このたび、令和6年4月1日付で厚生労働省職業安定局雇用政策課民間人材サービス推進室の室長補佐に着任いたしました沖川でございます。

需給調整事業関係業務は初めてとなり、制度自体を知ることからとなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、改めまして、日頃より公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会及び会員の皆様におかれましては、民営職業紹介事業の運営に多大なるご協力とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、宿泊業や対面販売といったリモートで行えない業種・職種は大打撃を受けましたが、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが「5類感染症」となり、人の往来が本格的に復活し、それとともにコロナ禍で打撃を受けていた業種・職種の需要が戻りつつある一方、少子高齢化による国内労働力そのものの減少を受け、人手不足が顕著となってきております。

マネキン職種についてもコロナ感染拡大の影響を大きく受けた職業で、依然、コロナ前の状況には回復していませんが、職業紹介事業報告書の集計結果によると、5類移行前の令和4年度ですでに令和3年度と比べ求人は1割増となっていることがわかります。

また、民間人材サービス業界全体では、令和4年10月1日に職業安定法が改正され、「募集情報等提供事業」の範囲が拡大し、事業運営のルールが変わり、また、特定募集情報等提供事業に届出制が創設されたり、スポットワークと呼ばれる単発の職業紹介が急速に拡大するなど、人手不足や働き方の多様化を背景に、新たな動きが見られるところです。

こういった中で、よりよいマッチングに心を砕いておられる関係者の皆さまのご尽力に深い敬意を表します。

さて、労働行政の昨今の動きをご紹介させていただきます。本年6月21日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」において、引き続き、三位一体の労働市場改革の早期実行が掲げられており、労働市場改革を進め、リ・スキリングを通じ、年齢や性別に関係なく、意欲やノウハウのある労働者がそれに見合った高い賃金を得られる構造を作り上げていくため官民挙げて取り組むこととされております。その一環として、求人・求職・キャリアアップに関する官民情報の共有化を加速するため、民間のデータ会社等の協力を得て、広範かつ詳細な収集・集計を実施し、これにより得られた民間の求人情報と、官（ハローワーク等）の求人・求職情報とを集約し、キャリアコンサルタントが労働者に指導・助言を行う際に具体的に参考とできる粒度で広く情報公開することとなっているところです。民営職業紹介事業者の皆様もこれら情報をよりよいマッチングにご活用頂けると幸いです。

最後になりますが、小金井会長様をはじめ、貴協会会員の皆様方のますますのご発展とご健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

就任のご挨拶

厚生労働省 職業安定局
需給調整事業課長補佐 若山 丈



公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会並びに協会会員の皆様におかれましては、日頃より厚生労働行政の円滑な運営にあたり、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

この度、令和6年4月1日付けで需給調整事業課長補佐（職業紹介事業担当）を任命され、着任いたしました若山丈と申します。私事ではございますが、遡ること25年前の平成11年度に、民間需給調整事業室の政策係としての着任歴がございまして、今回も、何かの縁があり、再び需給調整業務に携わることとなりました。すでに着任後数ヶ月経過しておりますが、改めまして、よろしく願い申し上げます。

さて、職業紹介事業を巡る近況でございますが、新規の職業紹介事業所は年々増加し、令和4年の職業安定法改正により職業紹介事業者に対する新たなルールが整備されるなど、状況が刻々と変化しているなか、職業紹介事業のあり方としてインターネットを利用した職業紹介などのニーズが多角化する一方、個人情報保護など求人者及び求職者の双方が安心して利用できる環境整備と適正な事業運営を図っていく必要がございます。

また、直近では、本年4月1日に改正職業安定法施行規則が施行され、求職者に対して明示しなければならない労働条件が追加されております。皆様方におかれましては、求人企業において求職者に対する労働条件の明示が徹底されるよう、引き続き適切な対応の呼びかけなどについてご協力いただきますようお願いいたします。

皆様方に対して改めてのお願いごととなりますが、皆様方が運営している職業紹介事業に係る事業実績（就職者数や離職者数など）、手数料表、返戻金制度の有無などについては、厚生労働省の「人材サービス総合サイト」において情報提供（皆様方において情報入力）することが義務となっております。また、令和5年10月より事業実績の情報提供期間が2年から5年に延長されておりますので特にご留意いただきたいと思います。

今一度、人材サービス総合サイトにおいて自社の情報が適正に掲載されているかご確認いただくとともに、仮に情報提供が適切に実施されていない場合には、早急にご対応いただきますようお願い申し上げます。また、入力方法などについてご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局までお問い合わせいただくよう併せてお願いいたします。

最後になりますが、職業紹介事業業界でご活躍される皆様のご発展とご健勝をお祈り申し上げますとともに、引き続き厚生労働行政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

就任のご挨拶



厚生労働省 職業安定局
雇用政策課 民間人材サービス推進室
民間人材サービス育成係長 **久保 恵子**

このたび、7月1日付けで人材サービス業界の皆様との連絡窓口を担当させていただくことになりました。職業安定局雇用政策課 民間人材サービス推進室 民間人材サービス育成係長の久保と申します。

民間人材サービス関係業務は初めてとなりますが、皆様の知見をお借りしながら精一杯業務に努めていく所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、コロナ禍を経て、求人の需要が戻りつつあるなか、紹介事業の業界においても求職者確保の課題を抱えていると聞いております。

多様で柔軟な働き方が広がる中、より自分に合った就労環境を求める求職者と、より自社に適合する人材を確保したい求人者の双方の意向をより適切にマッチングさせるには、どのような仕組みや工夫が必要か、行政としても共通する課題であると考えております。

そのため、引き続き、皆様と意見交換を重ね実態把握に努めるとともに、人材を求める方々、お仕事を探している方々がひとりでも多く安心して働けるような環境作りに取り組んでまいりたいと思います。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様の益々のご発展、ご健勝を心から祈念いたしまして新任の挨拶とさせていただきます。

人事異動

【令和6年4月1日付】

厚生労働省 職業安定局 雇用政策課 民間人材サービス推進室
室長
室長補佐
民間人材サービス育成係

よしむら まさとし
吉村 賢敏
おきかわ まりこ
沖川 真理子
みうら ゆうと
三浦 優斗

厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課
課長補佐

わかやま たけし
若山 丈

【令和6年6月24日付】

厚生労働省 職業安定局 雇用政策課 民間人材サービス推進室
民間人材サービス育成係長

くぼ けいこ
久保 恵子

※敬称略

2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

求職者への労働条件明示のルールなどが変わります！

2024年4月から、求職者に対して明示しなければならない労働条件の追加や、手数料表などの情報提供の方法の見直しを内容とする、改正職業安定法施行規則が施行されます。

（※明示する労働条件の追加は、労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

1. 追加される明示事項

求職者に対し明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。求人企業からこれらの情報が適切に伝えられているかご確認ください。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲※
- ② 就業場所の変更の範囲※
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※ 「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

最低限明示しなければならない労働条件

今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	<input type="checkbox"/> (雇入れ直後) 一般事務 (変更の範囲) ●●事務 ...①
契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日) <input type="checkbox"/> 契約の更新 有 (●●により判断する) <input type="checkbox"/> 更新上限 有 (通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回) ...③
試用期間	試用期間あり (3か月)
就業場所	<input type="checkbox"/> (雇入れ直後) 東京本社 (変更の範囲) ●●支社 ...②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日 (年末年始を含む)
時間外労働	あり (月平均20時間) 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 例：企画業務型裁量労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 25万円 (ただし、試用期間中は月給20万円) 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度 (いわゆる「固定残業代」) を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円 ((2)の手当を除く額) (2) ■■手当 (時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給) (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社
(派遣労働者として雇用する場合のみ)	(「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。)

※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、掲載した時点を明示するなど、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じる義務があります。

LL050628 需01

明示事項の記載例

①・②「変更の範囲」

業務内容	(雇入れ直後) 法人営業 (変更の範囲) 製造業務を除く当社業務全般
	(雇入れ直後) 経理 (変更の範囲) 法務の業務
就業場所	(雇入れ直後) 大阪支社 (変更の範囲) 本社および全国の支社、営業所
	(雇入れ直後) 渋谷営業所 (変更の範囲) 都内23区内の営業所

※ いわゆる在籍出向を命じることがある場合で、出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には、その旨を明示するようにしてください。

③有期契約を更新する場合の基準

契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日)
	契約の更新 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断) ※ 通算契約期間は4年を上限とする。
	契約の更新 有 (自動的に更新する) 契約の更新回数は3回を上限とする。

※ 「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

2. 手数料表などの情報提供の方法

- 有料職業紹介事業者が事業所内に掲示しなければならない下記の事項につき、当該掲示に代えて自社ホームページなどでも情報提供ができるようになります。
- 自社ホームページ上で情報提供するにあたっては、自社の職業紹介サービスを利用する求人企業側が当該サービス利用時に必ず参照するページなど、閲覧に便利な場所に掲載いただくことが望ましいです。

- ① 手数料表
- ② 返戻金制度に関する事項を記載した書面
- ③ 業務の運営に関する規程

※ 人材サービス総合サイト上での手数料表、返戻金制度の情報提供は引き続き必要です。

関連情報

令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudo_u/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html

今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を掲載しています。



令和4年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直しについて (無期転換ルール及び労働契約関係の明確化) (厚生労働省HP内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

労働基準法に基づき労働契約締結時及び有期労働契約の更新時に求められる労働条件明示事項についても同様の改正がなされており、その資料等を掲載しています。



モデル労働条件通知書

電子媒体
はこちら



1枚目	(一般労働者用；常用、有期雇用型)
労働条件通知書	
年 月 日	
殿 事業場名称・所在地 使用者職氏名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 3 更新上限の有無（無・有（更新 回まで/通算契約期間 年まで）） 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日（ 年 月 日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（ 無 ・ 有（別紙のとおり）） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I（高度専門）・II（定年後の高齢者） I 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 年 か月（上限10） II 定年後引き続き雇用されている期間
就業の場所	(雇入れ直後) (変更の範囲)
従事すべき業務の内容	(雇入れ直後) (変更の範囲) 【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（ 開始日： 完了日： ）
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 [始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日） (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイム（始業） 時 分から 時 分、 （終業） 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分） (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (5) 裁量労働制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無（ 有 ， 無 ）
休日	・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定休日；週・月当たり 日、その他（ ） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） → か月経過で 日 時間単位年休（有・無） 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条 (次頁に続く)
退職に関する事項	
その他	
(次頁に続く)	
労働者全般に関する項目	
以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法（ ）	
※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。	

< 関係法令等(改正後) >

○労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)

(労働条件の明示)

第十五条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

② 前項の規定によつて明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

③ 前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

○労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)

第五条 使用者が法第十五条第一項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第一号の二に掲げる事項については期間の定めのある労働契約(以下この条において「有期労働契約」という。)であつて当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第四号の二から第十一号までに掲げる事項については使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。

一 労働契約の期間に関する事項

一の二 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算契約期間(労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)第十八条第一項に規定する通算契約期間をいう。)又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。)

一の三 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。)

二～十一 (略)

2～4 略

5 その契約期間内に労働者が労働契約法第十八条第一項の適用を受ける期間の定めのない労働契約の締結の申込み(以下「労働契約法第十八条第一項の無期転換申込み」という。)をすることができることとなる有期労働契約の締結の場合においては、使用者が法第十五条第一項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、第一項に規定するもののほか、労働契約法第十八条第一項の無期転換申込みに関する事項並びに当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件のうち第一項第一号及び第一号の三から第十一号までに掲げる事項とする。ただし、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件のうち同項第四号の二から第十一号までに掲げる事項については、使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。

6 その契約期間内に労働者が労働契約法第十八条第一項の無期転換申込みをすることができることとなる有期労働契約の締結の場合においては、法第十五条第一項後段の厚生労働省令で定める事項は、第三項に規定するもののほか、労働契約法第十八条第一項の無期転換申込みに関する事項並びに当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件のうち第一項第一号及び第一号の三から第四号までに掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)とする。

○有期労働契約の締結、更新、雇止め等に関する基準(平成十五年厚生労働省告示第三百五十七号)

(有期労働契約の変更等に際して更新上限を定める場合等の理由の説明)

第一条 使用者は、期間の定めのある労働契約(以下「有期労働契約」という。)の締結後、当該有期労働契約の変更又は更新に際して、通算契約期間(労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)第十八条第一項に規定する通算契約期間をいう。)又は有期労働契約の更新回数について、上限を定め、又はこれを引き下げようとするときは、あらかじめ、その理由を労働者に説明しなければならない。

第二～四条 (略)

(無期転換後の労働条件に関する説明)

第五条 使用者は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十五条第一項の規定により、労働者に対して労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第五条第五項に規定する事項を明示する場合においては、当該事項(同条第一項各号に掲げるものを除く。)に関する定めをするに当たつて労働契約法第三条第二項の規定の趣旨を踏まえて就業の実態に応じて均衡を考慮した事項について、当該労働者に説明するよう努めなければならない。

○労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)

(有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換)

第十八条 同一の使用urerとの間で締結された二以上の有期労働契約(契約期間の始期の到来前のものを除く。以下この条において同じ。)の契約期間を通算した期間(次項において「通算契約期間」という。)が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までに、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件(契約期間を除く。)と同一の労働条件(当該労働条件(契約期間を除く。))について別段の定めがある部分を除く。)とする。

2 当該使用者との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と当該使用者との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間(これらの契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準に該当する場合の当該いずれにも含まれない期間を除く。以下この項において「空白期間」という。)があり、当該空白期間が六月(当該空白期間の直前に満了した一の有期労働契約の契約期間(当該一の有期労働契約を含む二以上の有期労働契約の契約期間の間に空白期間がないときは、当該二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間。以下この項において同じ。))が一年に満たない場合にあつては、当該一の有期労働契約の契約期間に二分の一を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間)以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しない。

制度改正等について知りたい・困ったときの相談先



- ▶ 働くための色々なルールを知りたい、厚生労働省の最新の情報を集めたい
→**厚生労働省ウェブサイト**
- ▶ 無期転換の取組事例を知りたい、改正に関する就業規則のモデル例を見たい
→**無期転換ポータルサイト**
- ▶ パートやアルバイトなどの有期雇用労働者に必要な措置について知りたい、
多様な正社員の導入方法を知りたい →**多様な働き方の実現応援サイト**
- ▶ 職業安定法に基づき、募集時等で明示しなければならない労働条件も改正されることについて知りたい
→**厚生労働省ウェブサイト**



- ▶ 今回の制度改正の内容や労働条件明示がされないなど労働基準法違反と思われる場合の相談先 →**都道府県労働局／監督課、全国の労働基準監督署**
- ▶ 無期転換ルールに関する事項や労働契約に関する民事上の紛争についての相談先
→**都道府県労働局／雇用環境・均等部（室）**



労働局	雇用環境・均等部（室）	監督課	労働局	雇用環境・均等部（室）	監督課
北海道労働局	011-709-2715	011-709-2057	滋賀労働局	077-523-1190	077-522-6649
青森労働局	017-734-4211	017-734-4112	京都労働局	075-241-3212	075-241-3214
岩手労働局	019-604-3010	019-604-3006	大阪労働局	06-6949-6494	06-6949-6490
宮城労働局	022-299-8844	022-299-8838	兵庫労働局	078-367-0820	078-367-9151
秋田労働局	018-862-6684	018-862-6682	奈良労働局	0742-32-0210	0742-32-0204
山形労働局	023-624-8228	023-624-8222	和歌山労働局	073-488-1170	073-488-1150
福島労働局	024-536-2777	024-536-4602	鳥取労働局	0857-29-1709	0857-29-1703
茨城労働局	029-277-8294	029-224-6214	島根労働局	0852-31-1161	0852-31-1156
栃木労働局	028-633-2795	028-634-9115	岡山労働局	086-224-7639	086-225-2015
群馬労働局	027-896-4739	027-896-4735	広島労働局	082-221-9247	082-221-9242
埼玉労働局	048-600-6269	048-600-6204	山口労働局	083-995-0390	083-995-0370
千葉労働局	043-221-2307	043-221-2304	徳島労働局	088-652-2718	088-652-9163
東京労働局	03-3512-1611	03-3512-1612	香川労働局	087-811-8924	087-811-8918
神奈川労働局	045-211-7380	045-211-7351	愛媛労働局	089-935-5222	089-935-5203
新潟労働局	025-288-3511	025-288-3503	高知労働局	088-885-6041	088-885-6022
富山労働局	076-432-2740	076-432-2730	福岡労働局	092-411-4894	092-411-4862
石川労働局	076-265-4429	076-265-4423	佐賀労働局	0952-32-7218	0952-32-7169
福井労働局	0776-22-3947	0776-22-2652	長崎労働局	095-801-0050	095-801-0030
山梨労働局	055-225-2851	055-225-2853	熊本労働局	096-352-3865	096-355-3181
長野労働局	026-227-0125	026-223-0553	大分労働局	097-532-4025	097-536-3212
岐阜労働局	058-245-1550	058-245-8102	宮崎労働局	0985-38-8821	0985-38-8834
静岡労働局	054-252-5310	054-254-6352	鹿児島労働局	099-223-8239	099-223-8277
愛知労働局	052-857-0312	052-972-0253	沖縄労働局	098-868-4403	098-868-4303
三重労働局	059-226-2318	059-226-2106			

令和6年度 全紹協定時社員総会

令和6年6月12日（水）に公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 定時社員総会を、ホテル雅叙園東京4階「平成」にて開催しました。

冒頭に小金井会長より、この一年間の会員各位のご協力に対し、感謝の意が述べられました。また今年度も開催する意見交換会にて、更に会員間でより一層の交流を図っていただけるよう協力をお願いしたいとご挨拶されました。

今年度の議案は、「令和5年度事業報告及び令和5年度収支決算に関する件」でありましたが、出席社員の賛成多数により原案どおり、承認可決されました。その後「令和6年度事業計画及び令和6年度収支予算に関する件」が、報告されました。

総会終了後、3階「オリオン」に移動し、3団体（当協会、一般社団法人全国サービスクリエイター協会、特定非営利活動法人全国ホテル&レストラン人材協会）にて、研修会を開催しました。

研修会では、「ハラスメントの実例や事例について」と題して、フロンティア法律事務 代表弁護士の黒崎隆氏にご講義を頂きました。特に昨今報道などでも取り上げられることが多い「カスハラ（カスタマーハラスメント）」の現状と対処方法について、学ぶことが出来ました。

引き続き4階「飛鳥」にて開催いたしました懇親会では、衆議院議員で一般社団法人 全国サービスクリエイター協会 名誉顧問の逢沢一郎先生をはじめ、厚生労働省、東京労働局、公益社団法人 全国国民営職業紹介事業協会より、ご来賓としてご参加頂きました。はじめに3団体の会長の挨拶ののちご来賓からご挨拶をいただき、公益社団法人 全国国民営職業紹介事業協会 紀陸会長の乾杯ご発声から懇親会がスタートしました。終始、会食をしながらの和やかな雰囲気の中、各団体をまたいで活発な意見交換が行われました。



カスタマーハラスメント対応セミナーを受講して

パーソナル札幌 株式会社 今尾 和正

全紹協定時社員総会の終了後に同施設にて「カスタマーハラスメント対応セミナー」を弁護士法人フロンティア法律事務所の黒寄隆弁護士を講師に迎え受講いたしました。

カスハラとクレームの違いからカスハラの実態、カスハラが発生した場合の法的責任、実務対応、企業としてのカスハラ対策までの販売員にも対応したセミナーでした。

日々の業務では、大きく分けて職員がクライアントから受けるカスハラと販売スタッフがお客様から受けるカスハラがあります。長時間に渡る大声での過度なクレームやお詫びを何度も要求する悪質なクレーム、損害が無いものでも弁償を要求されたり、内容を言葉で表すと全てはカスハラですが、様々な場面や場所で遭遇しています。また、反対に私達が相手側の正当なクレームや内容を正確に把握しないで対応したり、不適切な対応で時間が長引く時もあり、初期対応の難しさも感じました。

黒寄弁護士は紹介と派遣、委託を熟知しておられ、販売スタッフから雇用主へのハラスメントの相談を放置すると会社も責任を負わなければならない事を改めてセミナーを受講して痛感しました。

株式会社 西日本キャロット 吉田 果枝

このセミナーを通じて、ハラスメントの防止と対応には深い理解と配慮が必要であることを再認識しました。特に、カスタム対応の重要性については、今後の業務においても大いに参考になると感じました。職場環境をより良くするために、自分自身も積極的に学び続け、実践していきたいと思っています。

また、コミュニケーションの取り方についても、多くの気づきを得ました。相手の気持ちを尊重し、共感を持って接することで、信頼関係を築き、問題を円滑に解決することができると感じました。

今回のセミナーは、自分自身の成長にとって非常に有意義なものでした。今後も積極的に学び続け、職場でのハラスメント防止と対応に努めていきたいと思っています。

有限会社 福岡マネキン紹介所 前谷 雅司

今回は、「カスタマーハラスメント対応セ

ミナー」をテーマに、全国サービスクリエイター協会と全国ホテル&レストラン人材協会との三団体合同の研修会でした。

カスタマーハラスメントは近年増加しており、多くの事業所が対応に苦戦しているようでした。研修でもっとも印象に残った言葉が、「出て行ってください。」を3回言ったにもかかわらず、店舗や事務所から出て行かない場合には、不退去罪となるという事でした。

これを知っているだけでも、カスタマーハラスメントに対して毅然とした対応が出来るのではないかと感じました。

末尾となりますが、これからもカスタマーハラスメントは増加していくと思います。「事業所同士で情報や対応策を共有していくことが大切じゃないかな。」と感じる研修でした。

日星 株式会社 近藤 法明

今回、三団体合同の開催となりましたが、皆様様に熱心に聴講されており、カスハラに対して関心が高まっていること、またカスハラが共通する課題の一つであることを感じました。

さて、セミナーでは、カスハラについて「被害を受けた会社側の管理対応の必要性」を学ばせて頂いた一方で、法整備は勿論のこと、具体的な対応策（訴訟）等については事例も少なく、「道半ば」であるような印象を受けました。カスハラは間違いなくこの先も問題とされるテーマであり、団体等を通じて、引き続き何かしら行政へ訴えかける取り組みが出来ればありがたいと感じました。

有意義なセミナーに参加の機会を頂戴し、誠にありがとうございました。



令和6年度公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 定時社員総会・理事会・表彰式・懇親会

6月14日午後1時より、浅草ビューホテルに於いて公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 定時社員総会が執り行われました。

定時社員総会は、紀陸会長の議事進行の下、滞りなく全ての議案が可決・承認されました。

優良民営職業紹介事業功労者等の表彰式では、厚生労働大臣表彰・職業安定局長賞が大臣官房審議官（職業安定、労働市場政策担当）石垣健彦様より、民紹協会会長表彰が民紹協会会長 紀陸孝様より授与されました。受賞された皆様は、とても晴れ晴れとした笑顔で壇上に上がり、記念撮影も行われ、拝見している私達も嬉しい気持ちになりました。

受賞者の皆様には、心よりお祝いを申し上げます。

5年振りとなる懇親会は、飛翔の間にて紀陸会長の御挨拶で幕を開け、御来賓の方々に御挨拶をいただきました。厚生労働省・関係各団体・受賞者の出席者全員が和気藹々と交流を深めました。

5年振りとなる懇親会は、とても温かく和やかな会となりました。リモートではなく、皆様と直接お顔を合わせてお話も弾み、盛会の中にお開きとなりました。



令和6年度 表彰受賞者

民紹協会長表彰（優良職業紹介事業求職者）

なかやま
中山
ことぶき
壽

れいこ
礼子
かおる
薫

株式会社 サツキャリ

株式会社 ジョビア

※敬称略

各表彰の申請に付きましては、各職業別団体長（全紹協会長）または公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会（民紹協）が厚生労働省に推薦するという形になります。推薦に関しては下記のような基準がありますので参考にして下さい。

I 厚生労働大臣表彰

①職業紹介事業者	20年以上	50歳以上
②職業紹介責任者	20年以上	50歳以上
③職業紹介事業従事者	25年以上	50歳以上

※事業所が労働局より「業務停止命令」「改善命令」を受けた場合は10年間、「是正指導」を受けた場合は5年間、「指導」を受けた場合は3年間の対象外となる。

II 職業安定局長表彰

優良職業紹介責任者	従事期間10年以上	年齢不問
-----------	-----------	------

III 民紹協会長表彰

(1) 優良職業紹介事業功労者等

①職業紹介事業者等	15年以上	45歳以上
②職業紹介責任者	20年以上	50歳以上
③職業紹介従事者	25年以上	50歳以上
④職業紹介関係団体役員	15年以上	45歳以上

(2) 優良職業紹介事業求職者

①求職登録者	求職登録期間10年以上	40歳以上
--------	-------------	-------

厚生労働大臣表彰・職業安定局長表彰の主な基準については令和3年8月1日に改定が行われました。

令和6年度 従事者研修会・販売技術促進講座のご案内

【従事者研修会】日程表・プログラム

地区	開催日	開催時間	会場	会場住所
九州連絡会	9月13日(金)	13時～17時	JR博多シティ10階会議室I+J	福岡市博多区博多駅中央街1-1
関西連絡会	8月29日(木)	13時～17時	エルおおさか本館5階 研修室1	大阪市中央区北浜東3-14
東海連絡会	9月 5日(木)	13時～17時	ウインクあいち1801号室	名古屋市中村区名駅4-4-38
関東連絡会	9月 3日(火)	13時～17時	トレジャーリンク会議室	中央区京橋2-6-16

時間	内容	担当
13:00～13:10	受付	各連絡会担当者
13:10～13:15	オリエンテーション	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 担当者
	開講挨拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 会長 小金井 敬
13:15～14:30	「適正な事業運営について」	各地区労働局 職業安定部 需給調整課 担当官
14:30～14:40	休憩	
14:40～16:10	「上質な言葉磨き」 ～顧客が、ファンに変わる コミュニケーションと心理学～	株式会社 言葉こころ所作研究所 代表取締役 ましの せつこ 氏
16:10～16:15	閉講挨拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 連絡会担当者

【販売技術促進講座】日程表・プログラム

地区	開催日	開催時間	会場	会場住所
九州連絡会	8月22日(木)	13時～17時	JR博多シティ9階会議室4	福岡市博多区博多駅中央街1-1
関西連絡会	8月 8日(木)	13時～17時	エルおおさか南館7階 南71	大阪市中央区北浜東3-14
関東連絡会	9月18日(水)	13時～17時	トレジャーリンク会議室	中央区京橋2-6-16

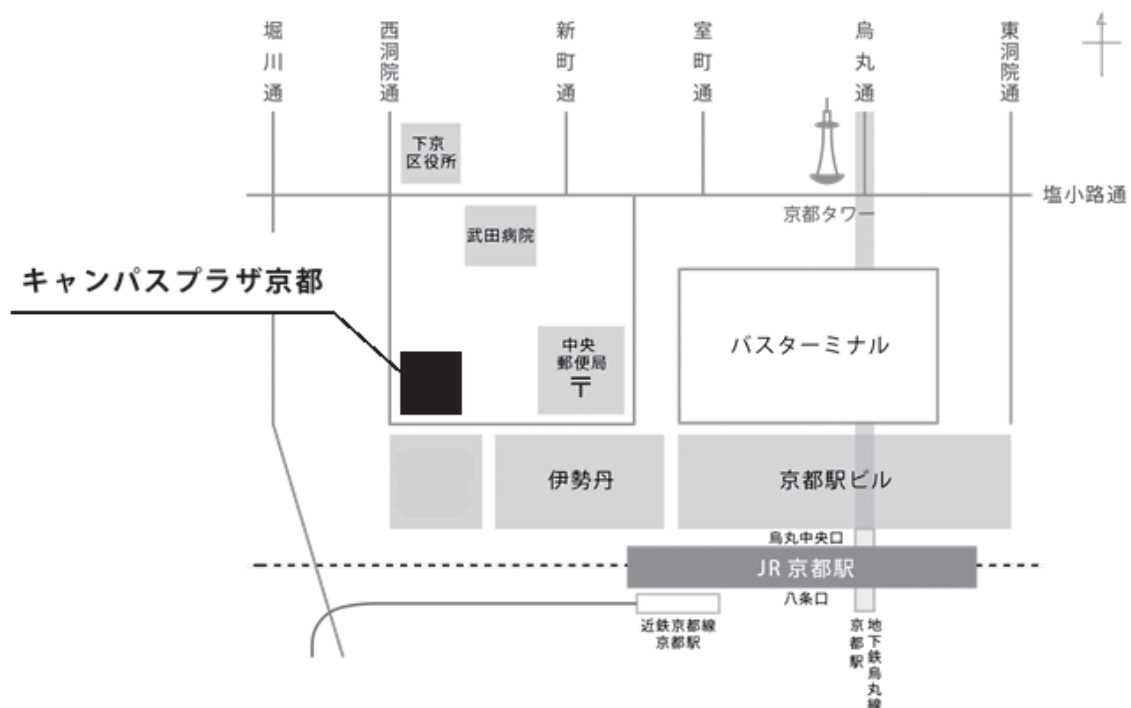
時間	内容	担当
13:00～13:10	受付	各連絡会担当者
13:10～13:15	オリエンテーション	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 担当者
	開講挨拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 教育福祉事業部長 吉備 義和
13:15～14:45	「心をつかむ笑顔と声と話し方」	株式会社 ライズ 藤重 知子 氏
14:45～15:00	休憩	
15:00～16:30	「接客カマインドアップ・ スキルアップ研修」	ALLURE代表 接遇コンサルタント 山下 真知子 氏
16:30～16:35	閉講挨拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 連絡会担当者

※プログラムは連絡会により時間・内容が異なることがあります。

令和6年度 意見交換会 のご案内

本年度の意見交換会は、京都府京都市での開催が下記の通り、決定いたしました。

- 日時：令和6年10月4日（金）
13時15分～17時10分（終了後、懇親会を予定しております）
- 会場：キャンパスプラザ京都2F 第3会議室（JR京都駅より徒歩2分）
【所在地】京都府京都市下京区西洞院通塩小路下ル



意見交換会後には別会場で18時より京都ならではの懇親会を予定しております。
詳しくは事務局からのお知らせをご覧ください。

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 副会長 牧野 伸男

京都

グルメ情報・ 観光案内

本年度の意見交換会が京都開催となりましたので、
会員の皆様に京都グルメ情報とおすすめの観光地をご案内致します。

グルメ情報

一般的には京都といえば和食、おばんざい等のイメージが強く薄味が好みと思われがちですが、焼肉やラーメンもとてもよく食べられており濃い味を好む人も多いのです。

沢山あるお店の中から今回は私の独断で数店をご紹介します。

まずは京都の餃子といえばこの2店。

1店目は東山にある「**マルシン飯店**」。

いつも行列の出来ている有名店で、餃子は焼餃子とゆで餃子の両方ともおすすめですが、名物の天津飯は必ず食べて頂きたいです。

2店目は東寺近くにある「**ミスター・ギョーザ**」。こちらでは焼餃子ときゅうりの丸漬けとビールを！

続いては、いわゆる京都中華の名店

2店。

祇園にある「**広東御料理 竹香**」と河原町二条にある「**広東料理 鳳泉**」。

竹香では、春巻、酢豚などをアラカルトで食べても良いですし、コースもあり。

鳳泉では、クワイ入りのしゅうまい、えびかしわ



「マルシン飯店」

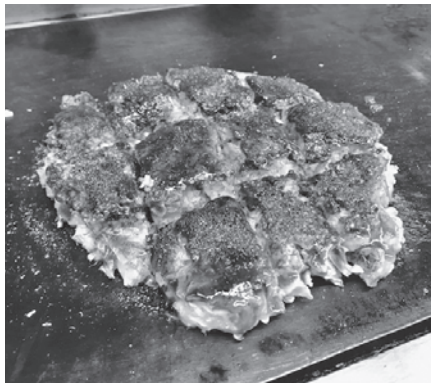


「ミスター・ギョーザ」

そば等優しい味の中華が楽しめます。

次はカウンターだけのお店2店。

「祇園ねぎ焼かな東店」は、ねぎ焼、お好み焼き、焼きそばなど鉄板焼きの名店。「ホルモン千葉」はオリジナルの鉄板で、全てお店の方が焼いてくれるホルモンと焼肉の名店。



「祇園ねぎ焼かな東店」



「ホルモン千葉」

観光案内

ここでは清水寺、伏見稲荷大社といった誰もが知っている観光地ではない2箇所をご紹介します。

「無鄰菴」(むりんあん)

住所：京都市左京区南禅寺草川町 31 番地
事前入場予約必要

明治27年～29年に造営された明治・大正時代の政治家山縣有朋の別荘で、庭園と母屋・洋館・茶室の3つの建物によって構成されており、庭園は近代日本庭園の傑作とされています。南禅寺界限別荘群の中で唯一通年公開されている庭園で、昭和26年に国の名勝に指定されています。



「無鄰菴」

「西芳寺」(さいほうじ) 愛称 苔寺

住所：京都市西京区松尾神ヶ谷町 56
事前申込制 オンライン OR 往復はがき

西芳寺の代名詞ともなっている「苔寺」の名は、庭園を覆う苔の美しさから生まれた愛称で、史跡・特別名勝に指定されている庭園は上下二段に分かれており、上段は枯山水式庭園、下段は黄金池を中心とした池泉廻遊式庭園になっています。基本的には写経後に庭園を散策できます。



「西芳寺」

以上、京都にお越しになる際の参考にしていただければ幸いです。

全紹協 関西連絡会会長 牧野伸男



インボイス制度に関するお知らせ

～消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度～

インボイス発行事業者は**消費税の申告**が必要となります

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

2 割 特 例



インボイス制度を機に、**免税事業者からインボイス発行事業者**となられた方には、売上金額を集計すれば、**手軽に納税額が計算できる特例**があります。

2割特例ページ



インボイス制度についての一般的なお問合せ先

インボイス
コールセンター **0120 - 205 - 553** (無料)
9:00～17:00 (土日祝日及び年末年始を除く)

国税庁HPの「**インボイス制度に関する相談窓口一覧表**」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、内容に応じた各種ご相談先をまとめています。

相談窓口一覧表



補助金などの支援策について知りたい方へ



インボイス制度に対応した**会計ソフトや受発注システム等のITツール導入**を支援する**IT導入補助金**などの支援策があります。

中小企業庁
リーフレット



インボイス制度について詳しく知りたい方へ



- 国税庁HPの「**インボイス制度特設サイト**」に制度の概要、申請手続、申告手続、**令和6年度税制改正（帳簿記載事項の見直し）**に関する情報等を掲載しています。

インボイス制度
特設サイト



お問合せの多いご質問についてのコンテンツ



- 「インボイスの記載事項はどんなもの？」
「間違ったインボイスを貰ったらどうしよう？」
こうしたご疑問をお持ちの方は、「**インボイス記載事項チェックシート**」や「**マンガでわかるインボイス記載事項**」をご覧ください。
- その他**お問合せの多いご質問**などについて、国税庁HPで掲載しています。
また、主なものについては、**わかりやすく解説をした動画**も掲載しています。

インボイスの
記載に関する
コンテンツ



お問合せの多い
ご質問など



登録を受けるかお悩みの方へ



- インボイスを交付するためには、**インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。**
- **登録は任意**のため、売上先からインボイスを求められるかどうかなどご自身の事業実態に合わせて登録をご検討ください。
なお、消費者や免税事業者等である売上先は、**インボイスの保存を必要としません。**
- 登録のご検討に当たっては、**上記「インボイス制度特設サイト」に掲載している情報や、税務署で開催している各種説明会・登録要否相談会、オンライン税理士相談（中小企業庁委託事業）**などをご活用ください。

オンライン
税理士相談



事務局だより

能登半島地震で被害に遭われた皆さまに心よりお見舞いを申し上げますと共に、
一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

◆ 退会

関東連絡会

株式会社 アイダス・ユニバーサル 長畑 節夫

令和6年3月31日

電話問合せ件数と対応について

求人者より、マネキンさんの手配についてのお問合せの他、会員事業所より求人サイトについてのお問合せがありました。

	R5. 12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	計
協会会員	1		4	1	1	1	1	9
求人者	1	2	2	4	1	2	1	13
求職者			1	1			1	3
その他								0
計	2	2	7	6	2	3	3	25

編集後記

今年の夏はオリンピックで盛り上がる熱気と連日の猛暑で史上最高の暑さになりそうです。

表紙の写真について

例年103万人の人出がある隅田川花火大会に集まった屋形船です。普段見ない光景です。

全紹協 令和6年度 スケジュール

令和6年度は下記のスケジュールで意見交換会・教育事業活動を実施いたします。
教育については一部地域を除きリモート併用（Zoom）のため、基本的にはどの
地区でも受講が可能となります。
皆様の積極的なご参加をお待ち申し上げております。

【意見交換会】

日時：令和6年10月4日（金） 13:15より受付

場所：キャンパスプラザ京都

京都府京都市下京区西洞院通塩小路下ル
（JR京都駅徒歩3分）

※本年は大河ドラマの舞台である千年の都・京都で
開催いたします。終了後は懇親会を行います。



【従事者研修会】

地区	開催日	開催時間	会場
九州連絡会	9月13日（金）	13時～17時	JR博多シティ 10階 会議室I+J
関西連絡会	8月29日（木）	13時～17時	エルおおさか本館5階 研修室1
東海連絡会	9月 5日（木）	13時～17時	ウインクあいち 1801号室
関東連絡会	9月 3日（火）	13時～17時	トレジャーリンク会議室

【販売技術促進講座】

地区	開催日	開催時間	会場
九州連絡会	8月22日（木）	13時～17時	JR博多シティ 9階 会議室4
関西連絡会	8月 8日（木）	13時～17時	エルおおさか南館7階 南71
関東連絡会	9月18日（水）	13時～17時	トレジャーリンク会議室